令和　4年3月18日

名古屋木材健康保険組合

事　業　主　様

事務担当者　様

***４月の「もっけん」たより***

**◎　令和4年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について**

任意継続被保険者に係る標準報酬月額について

健康保険法第４７条に規定する任意継続被保険者の保険料算定に関わる標準報酬月額については下記の通りです。なお、適用期間は令和4年４月１日から令和5年3月31日の1年間となります。

記

令和4年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

1.　被保険者の資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額。

2.　令和３年9月30日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬

月額を平均した額364,089円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなし

た標準報酬月額（360,000円）。

※令和３年４月１日から令和４年３月３１日までは令和2年9月30日時点の同月の

標準報酬月額を平均した額353,634円を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額と

みなした標準報酬月額（360,000円）です。

以上

なお、令和4年度における保険料率につきましては、下記のとおり令和3年度と

変更はございません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 健康保険料率 | 介護保険料率 |
| 事業主負担 | 50.60／1000 | 9.00／1000 |
| 被保険者負担 | 47.40／1000 | 9.00／1000 |
| 合 計 | 98.00／1000 | 18.00／1000 |

※ 健康保険料率、介護保険料率とも令和4年３月分（４月納入告知分）から適用

**◎**　**被扶養者が就職した場合は削除の手続きが必要です（新社会人等要注意）**

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す

手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。

**◎　資格取得届等のデータ（Excel、PDF）化について**

健康保険被保険者資格取得届等をデータ化しウェブサイトに掲載いたしました。

データ化した資格取得届等は申請用紙ダウンロードコーナーよりダウンロードでき

ますので是非御活用ください。